

新たな化学物質規制において、厚生労働大臣が定める「がん原性物質」については、作業記録及び健康診断の結果等について30年保存しなければならないとされている。

○ 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）による改正後の労働安全衛生規則

第577条の2（令和5年4月1日施行）（令和6年4月1日以降は第577条の2第11項）

- 3 事業者は、次に掲げる事項（第三号については、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に限る。）について、一年を超えない期間ごとに一回、定期に、記録を作成し、当該記録を三年間（第二号（リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。）及び第三号については、三十年間）保存するとともに、第一号及び第四号の事項について、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。
- 一 第一項の規定により講じた措置の状況
 - 二 リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のリスクアセスメント対象物のばく露の状況
 - 三 労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
 - 四 前項の規定による関係労働者の意見の聴取状況

第577条の2（令和6年4月1日施行）

- 5 事業者は、前二項の健康診断（以下この条において「リスクアセスメント対象物健康診断」という。）を行つたときは、リスクアセスメント対象物健康診断の結果に基づき、リスクアセスメント対象物健康診断個人票（様式第二十四号の二）を作成し、これを五年間（リスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）である場合は、三十年間）保存しなければならない。

この「がん原性物質」の範囲について、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月公表）では「GHS分類で発がん性区分がある物質」としているが、30年保存は事業者にとって負担が重いため、明確な根拠が必要である。

○ 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書（令和3年7月公表）

3（1）ウ（ア）③

自律的な管理の実施状況（下記④の専門家に確認を受けるべき事項と同様の事項。労働者数50人未満の事業場においては労働者からの意見の聴取状況を含む。）について、行政及び労使において事後に検証することができるよう、1年を超えない期間ごとに記録し、当該期間終了後3年間保存すること。ただし、リスクアセスメントの実施結果の記録については、次にリスクアセスメントを実施するまでの間、健康診断を実施した場合の結果の記録については5年間（GHS分類で発がん性区分がある物質の場合は30年間）保存すること。

3（6）イ（ア）

自律的な化学物質管理の仕組みにおいても、健康影響に関するデータを確実に保存することが重要であることから、発がん性物質について、健康診断を行った場合の結果、労働者のばく露状況に関するデータ、作業歴について、事業者に対して30年間の保存を義務付けることが適当である。

がん原性物質として記録の30年保存を義務付ける範囲について②

新たな化学物質規制において、作業記録及び健康診断の結果等について30年保存を義務付ける「がん原性物質」の範囲について、以下のとおりとはどうか。

- 国によるGHS分類の結果、発がん性が区分1（区分1A又は区分1B）に分類されたものとする。
(約300～350物質)

※ **GHS (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)**

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」の略称であり、国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類・表示方法を定めている。

この分類方法に従って国が分類を実施した結果は、労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付対象物質の選定に活用しているほか、事業者がラベル・SDSを作成する際の参考情報として公表している。

発がん性については、以下の区分がある。

区分	判定分類基準
区分1	ヒトに対する発がん性が知られている又はおそらく発がん性がある。区分1への化学物質の分類は、疫学的データ又は動物データを基に行う。個々の化学物質は、更に区分1A又は区分1Bに区別してもよい。
区分1A	ヒトに対する発がん性が知られている化学物質。主としてヒトでの証拠によって区分1Aに分類する。
区分1B	ヒトに対して恐らく発がん性がある化学物質。主として動物での証拠によって区分1Bに分類する。
区分2	ヒトに対する発がん性が疑われる。

※ 上記区分以外の項目について

分類できない — 各種の情報源等を検討した結果、GHS分類の判断を行うためのデータが全くない場合。
— GHS分類を行うための十分な情報が得られなかった場合。

区分に該当しない — GHS分類を行うのに十分な情報が得られており、分類を行った結果、JISで規定する危険有害性区分のいずれの区分にも該当しない場合 など

がん原性物質として記録の30年保存を義務付ける範囲について③

- ただし、以下のものについては、30年保存を義務付ける対象から除外してはどうか。

- ① エタノール

IARC（国際がん研究機関）で「アルコール飲料としてヒトに発がん性がある」としてグループ1に分類されており、これを踏まえ国によるGHS分類では発がん性区分1Aとされているが、これはアルコール飲料として経口摂取した場合の健康有害性に基づくものである。

一方、労災認定の基準となる、労働基準法施行規則別表第1の2第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質において、「エタノール」は規定されていない。

これらを踏まえ、**業務として大量のエタノールを経口摂取することは通常想定されないこと**、疫学調査の文献からは業務起因性が不明であることから、除外すべきではないか。

（参考）エタノールの国によるGHS分類結果より抜粋

IARC（2010）では、アルコール飲料の発がん性について多くの疫学データから十分な証拠があることなどから、アルコール飲料に含まれるエタノールの摂取により、エタノール及び主代謝物であるアセトアルデヒドが食道などに悪性腫瘍を誘発することが明らかにされているため、区分1Aに分類する。

- ② 対象物質を臨時的に取り扱う場合

対象物質を臨時的に取り扱う場合であって、継続的なばく露が見込まれない場合は、ばく露量が少ないため、当該物質による発がんのリスクは極めて低いと考えられる。このように、リスクが極めて低い場合でもすべて記録の30年保存を義務付けることは、負担に比して効果が少ないのではないか。

なお、特化則の特別管理物質における作業記録の30年保存は、「常時作業に従事する労働者」に適用を限定している。

- 労働安全衛生法第28条第3項に基づく指針（がん原性指針）の対象物質の扱いについて

現在、がん原性指針に基づき、作業記録等の30年保存を行政指導として勧奨しているが、その趣旨からがん原性指針の対象物質にはGHS分類で発がん性区分1以外の物質も含まれる。そのような物質について、安衛則第577条の2の規定に基づき30年保存を義務付ける対象とすることは、根拠が薄いと考えられる。

→ 発がん性区分1（1A及び1B）の物質は安衛則第577条の2の規定に基づく30年保存の義務対象とし、その他の物質は引き続き30年保存を勧奨する。

※ がん原性指針の対象40物質中、区分1は35物質、その他は5物質

(参考) がん原性指針の対象物質①

※ R4.6.7時点

※1：表示・通知欄の「○」は、既に義務対象となっているもの。

赤字は、今後、ラベル表示・SDS交付の義務化を予定している年度（R6は確定、R7/R8は予定）

※2：GHS分類欄の赤字は、発がん性の区分2のもの

※3：バイオ試験の欄は、「○」は日本バイオアッセイ研究センターでのがん原性試験結果からがん原性を示したものの。

「×」は試験未実施のもの。

	物質名	表示・通知 (※1)	GHS分類 (※2)	IARC	バイオ試験 (※3)	管理濃度	特別管理 物質
1	アクリル酸メチル	○	1B	2B	○		
2	アクロレイン	○	1B	2A	○		
3	2-アミノ-4-クロロフェノール	努力義務→R8	1B	2B	○		
4	アントラセン	努力義務→R6	1B	3	○		
5	エチルベンゼン	○	2	2B	×	○	○
6	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	○	1B	2A	×		
7	塩化アリル	○	1B	3	○		
8	オルト-フェニレンジアミン及びその塩	○	1B	2B	○		
9	キノリン及びその塩	努力義務→R6	1B	2B	○		
10	1-クロロ-2-ニトロベンゼン	努力義務→R6	1B	2B	○		
11	クロロホルム	○	2	2B	○	○	○
12	酢酸ビニル	○	1B	2B	○		
13	四塩化炭素	○	1B	2B	○	○	○
14	1, 4-ジオキサン	○	1B	2B	○	○	○
15	1, 2-ジクロロエタン	○	1B	2B	○	○	○

(参考) がん原性指針の対象物質②

※ R4.6.7時点

	物質名	表示・通知	GHS分類	IARC	バイオ試験	管理濃度	特別管理物質
16	1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	努力義務→R6	1B	2B	○		
17	2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	努力義務→R6	1B	2B	○		
18	1, 2-ジクロロプロパン	○	1A	1	○	○	○
19	ジクロロメタン	○	1A	2A	○	○	○
20	N, N-ジメチルアセトアミド	○	1B	2B	○		
21	ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト	○	1B	2B	×	○	○
22	N,N-ジメチルホルムアミド	○	1B	2A	○	○	
23	スチレン	○	1B	2A		○	○
24	4-ターシャリーブチルカテコール	努力義務→R8	2		○		
25	多層カーボンナノチューブ（がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。）（注）	努力義務			○		
26	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	○	1B	2B	×	○	○
27	テトラクロロエチレン	○	1B	2A	○	○	○
28	1, 1, 1-トリクロロエタン	○	1B	2A	○	○	
29	トリクロロエチレン	○	1A	1	×	○	○
30	ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	○	1B	2B	○		

注：多層カーボンナノチューブ（がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。）については、通達で特定の事業者が製造する特定の形状のものを定めている。該当する多層カーボンナノチューブは、既に製造中止となっている。

(参考) がん原性指針の対象物質③

※ R4.6.7時点

	物質名	表示・通知	GHS分類	IARC	バイオ試験	管理濃度	特別管理物質
31	パラ-ジクロルベンゼン	○	2	2B	○		
32	パラ-ニトロアニソール	努力義務→R6	1B	2B	○		
33	パラ-ニトロクロルベンゼン	○	1B	2B	○	○	
34	ヒドラジン及びその塩、ヒドラジーン-水和物	○	1B	2A	○		
35	ビフェニル	○	1B		○		
36	2-ブテナール	○	1B	2B	○		
37	1-ブロモ-3-クロロプロパン	努力義務→R8	1B	2B	○		
38	1-ブロモブタン	努力義務→R7	1B		○		
39	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	努力義務→R6	1B	2A	○		
40	メチルイソブチルケトン	○	1B	2B	×	○	○